

沿岸広域振興局長告示第91号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり県道の供用を開始する。

平成28年8月5日

沿岸広域振興局長 小 向 正 悟

- 1 路線名 桜峠平田線
- 2 供用開始の区間 釜石市大字平田第5地割1番1地先から16番2地先まで
- 3 供用開始の期日 平成28年8月5日
- 4 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
  - (1) 場所 沿岸広域振興局土木部
  - (2) 期間 平成28年8月5日から同年9月5日まで